(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
羽咋市四柳町れ一一番一から石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋れ一番一まで	前 A	七・四〇～五二・〇〇メートル	
	前 B	一三・九九～五八・九七メートル	
	前 C	一五・八七～三五・四六メートル	
	後 A	〇・三八～五二・〇〇キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一三・九九～五八・九七メートル	
	後 C	一五・八七～三五・四六メートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十五号　西脇市下戸田字中垣内三九九番から同市上戸田字元城野二〇六番三八まで（ただし、関係図面に表示する部分の　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十日

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百八十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
安芸高田市吉田町常友字宮之沖六二六番から同市吉田町常友字宮之沖六二七番一まで	前	一八・五〇～二六・四三メートル
	後	二二・七五～三七・一〇〇キロメートル〇・〇六四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福岡県遠賀郡岡垣町鍋田一丁目四三九番一五地内	前	五二・五〇～六二・〇〇メートル
	後	四七・〇〇～六二・〇〇キロメートル〇・〇二〇〇

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○茨城県公安委員会告示第九十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第三十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○三重県公安委員会告示第三十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江